

## ( 9 ) 財団法人鳥取県天神川流域下水道公社給与等状況報告書

### 1 職員給与費の状況（平成20年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
9 人	33,512 千円	4,074 千円	12,464 千円	50,050 千円

- (注) 1 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。  
 2 職員数は、平成20年6月までは9人、7月から平成21年3月までは8人です。  
 3 常勤役員1名の報酬等（報酬、手当）は含みません。  
 4 臨時職員1名の賃金等は含みません。

### 2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成21年4月1日現在）

一 般 職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
309,113 円	345,659 円	47.3 歳

- (注) 1 「平均給料月額」は、扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。  
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

### 3 職員の初任給の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考	
一 般 職	大学卒	156,700 円	鳥取県の一般職の職員の例に準じて、 理事長が別に定める額 平成21年度制度変更
	高校卒	129,400 円	

### 4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一 般 職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

- (注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	（支給割合）			
	区分	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.19 月分 (0.99)	0.71 月分 (0.91)	
	12月期	1.38 月分 (1.18)	0.71 月分 (0.91)	
	計	2.57 月分 (2.17)	1.42 月分 (1.82)	
	（注）（ ）内の数値は、行政職8級以上の給料を支給されている職員の支給割合です。  職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
	（平成20年度実績）			
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給額	
	12,464,428 円	9 人	1,384,936 円	
退職手当	（支給率）			
	財団法人鳥取県天神川流域下水道公社の職員の退職手当の支給に関する規程により、退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。			
	（平成20年度実績）			
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給額	
97,395,358 円	9 人	10,821,706 円		
	（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した一般職員に支給された平均額です。			
時間外勤務 手当 （県の規定に 準ずる）	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成20年度	596,137 円	8 人	74,517 円

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	給料表、職務の級、手当区分に応じて定額を支給 行政職（再任用以外）		
		9級（1種）	119,400 円	
		8級（2種）	86,200 円	
		7級（2種）	81,100 円	
		（3種）	64,900 円	
		（4種）	56,800 円	
		6級（3種）	61,000 円	
		（4種）	53,400 円	
		（5種）	45,800 円	
		（平成20年度実績） 1人あたり平均支給月額 57,700円		
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500 円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円	
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000 円	
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算	
		（平成20年度実績）		
		支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給月額
		1,782,000 円	7 人	21,214 円
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	
		イ 自宅居住者	2,500円（新築・購入の日から5年を経過するまで間）	
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		（平成20年度実績）		
		支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給月額
441,900 円	3 人	12,275 円		

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
通勤手当  (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額55,000円 >
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円の範囲内で支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	特別急行料金等の2分の1の額(1月当たり2万円を限度)を加算
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給(1月当たり3,000円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	(平成20年度実績)		
		支給総額	支給職員数
	429,600 円	6 人	5,967 円
特殊勤務手当	終末処理施設等の保守管理業務、管渠内の作業、下水・汚泥等の検査業務、高圧電線、配電盤等の作業に従事した職員	1)終末処理施設等保守管理業務手当	4時間以上作業に従事した日 1日につき290円支給
		2)管渠内作業手当	作業に従事した日 1日につき560円支給 (4時間に満たないときは、336円)
		3)下水等検査業務手当	作業に従事した日 1日につき290円支給
		4)高圧配電線路等保守作業手当	
	(平成20年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	131,370 円	3 人	3,649 円
平成21年度から制度変更			

6 役員の報酬等の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	272,000 円 21年度から制度変更	6月期 1.19月分 12月期 1.38月分	

7 給与制度の変更

（1）変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前
退職手当を除く給与	鳥取県の一般職の職員の例に準じて理事長が定める方法による。	鳥取県の一般職の職員の例による。
退職手当	独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結。	職員の退職手当に関する条例（昭和37年12月鳥取県条例第51号）の規定による。
理事長報酬月額	272,000 円	340,000 円

（2）適用日

平成21年4月1日